

◇ 病気について

下記の場合は、原則お預かりできません。

- ・発熱 38℃以上
- ・ひどい下痢、嘔吐等
- ・以下の伝染性の病気は、登所できません。

※医師による意見書（治癒した旨の証明）を受けてから登園させて下さい。

意見書は第三者によるものに限ります。

※上記に限らず、個別にご対応させていただくことがあります。

医師の意見書が必要な疾病

	感染症名	出席停止期間
第1種	エボラ出血熱・天然痘(痘瘡)・ペスト クリミア・コンゴ出血熱・ジフテリア 南米出血熱・マールブルグ病・ ラッサ熱・急性灰白髄炎(ポリオ) 重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス 属 SARS コロナウイルスであるものに限る) 鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイ ルス A 属インフルエンザ A ウイルスであってその 血清亜型が H5N1 であるものに限る) 新型インフルエンザ等感染症 指定感染症・新感染症	治癒するまで
第2種	インフルエンザ (鳥インフルエンザ(H5N1)及び新型インフルエン ザ等感染症を除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日 を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗 菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹(三日ばしか)	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化する(かさぶたになる)まで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師において感染のおそれがないと認 めるまで
第3種	コレラ・細菌性赤痢・腸チフス 腸管出血性大腸菌感染症 パラチフス・流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎	病状により医師において感染のおそれがないと認 めるまで